

地下水管理の考え方

1. 概要

東京都が予定している土壌汚染対策等を実施することで、新市場予定地の計画地盤面から深さ4.5mの範囲（A.P.+2～6.5m）はすべての処理対象物質が処理基準以下となるため、直接摂取によるリスクはないと考えられる。

ただし、A.P.+2mより深い位置において処理基準の10倍以下のヒ素、鉛、ベンゼン、シアン化合物が一部の範囲に残留することから、地下水の対策や管理が重要となる。

2. 地下水管理の方法及び内容

地下水管理の方法及び内容は表5-1及び図5-1に示すとおりである。

表 5-1 地下水管理の方法及び内容

番号	管理方法	内容
①	遮水壁の設置	遮水壁を各街区外周に不透水層の深さまで設置し、地下水の可動範囲を限定する。
②	砕石層の設置	地下水面より上に砕石層を設置し、毛細管現象による地下水の上昇を防止する。
③	舗装等による被覆	コンクリート床もしくはアスファルト舗装で被覆し、雨水の浸透に伴う地下水位の上昇を防止する。
④	観測井の設置	観測井の設置により地下水位を継続的に監視し、雨水の浸透に伴う地下水位の上昇が確認された場合、地下水を揚水し、処理施設での処理後、公共下水道に放流する。

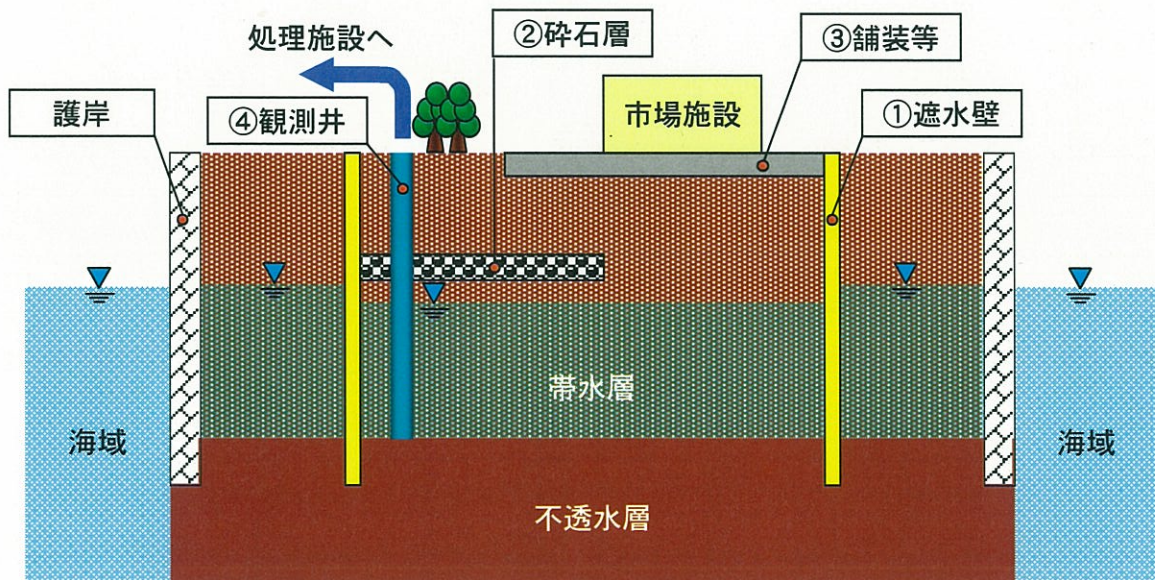


図 5-1 地下水管理の概念図